破産手続廃止

平成２６年（フ）第１２３８４号
東京都八王子市上川町2173―２、住民票上の住所埼玉県北本市西高尾３丁目103―４―203
破産者　木崎　美幸
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２９９７号
東京都杉並区高円寺北３丁目21番８号
破産者　有限会社ながいプロダクション
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７２号
東京都江戸川区平井７丁目17―15―506、開始決定時の住所東京都江戸川区平井７丁目６―11
破産者　細田　一己
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４９１号
神奈川県横浜市旭区今宿西町408―１―206
破産者　渡部　建太
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６６９号
東京都大田区南蒲田１丁目21―10―205
破産者　日下　弘宣
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６７３号
埼玉県川越市大字的場1334―１
破産者　鈴木　　隆
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２８号
東京都世田谷区松原６丁目20―15―203
破産者　阿部みずほ
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０２号
東京都江東区亀戸７丁目57―９―301
破産者　川井かつ枝（旧姓櫻井）
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２５号
東京都台東区東上野３丁目30―７―303
破産者　脇坂　　勲
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３８号
東京都青梅市友田町１丁目870―１―105
破産者　林　　慶徳
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９４０号
東京都墨田区東向島２丁目29―２
破産者　牧野　香織
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５５号
千葉県市川市相之川１丁目２―19
破産者　宮田　敦夫
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６４号
東京都杉並区西荻北２丁目11―12　ユートピア一番館201
破産者　瀬山　啓乃（旧姓半場）
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２６号
東京都多摩市愛宕４丁目17―１―505
破産者　藤原　早苗
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２８号
千葉県南房総市千倉町北朝夷2830―２
破産者　本城　洋子
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３７号
千葉県船橋市松が丘３丁目68―１
破産者　江頭喜美加
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０４７号
神奈川県横浜市港北区下田町４丁目１―２―305
破産者　住谷禧世子
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６３号
東京都墨田区東向島６丁目９―３―1101
破産者　田中　輝之
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７９号
神奈川県三浦市東岡町９―19
破産者　本多　晴子
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０７号
埼玉県越谷市蒲生茜町42―19―303
破産者　吉見　政秀
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２７号
東京都武蔵野市吉祥寺北町４丁目２―26―305
破産者　長崎　千恵（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部